

石運輸第304号の2
令和6年9月19日

一般旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので了知願います。

北信交旅第360号の2
令和6年8月30日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示を行ったので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

公 示

公示第28号

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」(平成27年8月19日付け公示第35号)を別紙のとおり一部改正する。

令和6年8月30日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙 準特定地域における適正と考えられる車両数について

新	旧
<p data-bbox="456 320 757 352">公 示</p> <p data-bbox="141 395 315 427">公示第35号</p> <p data-bbox="271 504 943 536">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="114 651 1099 791">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="141 799 882 831">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="141 906 421 938">平成27年8月19日</p> <p data-bbox="591 1018 983 1050">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="591 1129 622 1161">記</p> <p data-bbox="197 1201 461 1233">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="197 1305 790 1369">附 則 この公示は、平成27年8月19日から適用する。</p> <p data-bbox="197 1409 949 1473">附 則（平成28年7月15日付け公示第24号で一部改正） この公示は、平成28年7月15日から適用する。</p>	<p data-bbox="1473 320 1774 352">公 示</p> <p data-bbox="1155 395 1330 427">公示第35号</p> <p data-bbox="1290 504 1962 536">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="1128 651 2114 791">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="1155 799 1897 831">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="1155 906 1435 938">平成27年8月19日</p> <p data-bbox="1603 1018 1995 1050">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="1603 1129 1635 1161">記</p> <p data-bbox="1211 1201 1476 1233">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="1211 1305 1805 1369">附 則 この公示は、平成27年8月19日から適用する。</p> <p data-bbox="1211 1409 1964 1473">附 則（平成28年7月15日付け公示第24号で一部改正） この公示は、平成28年7月15日から適用する。</p>

附 則（平成28年8月1日付け公示第32号で一部改正）
この公示は、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年8月22日付け公示第29号で一部改正）
この公示は、平成29年8月22日から適用する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第44号で一部改正）
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

附 則（平成31年4月5日付け公示第2号で一部改正）
この公示は、平成31年4月5日から適用する。

附 則（令和元年8月23日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、令和元年8月23日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け公示第99号で一部改正）
この公示は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月28日付け公示第19号で一部改正）
この公示は、令和2年8月28日から適用する。

附 則（令和3年8月1日付け公示第21号で一部改正）
この公示は、令和3年8月1日から適用する。

附 則（令和3年8月27日付け公示第34号で一部改正）
この公示は、令和3年8月27日から適用する。

附 則（令和4年8月30日付け公示第49号で一部改正）
この公示は、令和4年8月30日から適用する。

附 則（令和5年8月31日付け公示第57号で一部改正）
この公示は、令和5年8月31日から適用する。

附 則（令和6年8月30日付け公示第28号で一部改正）
この公示は、令和6年8月30日から適用する。

附 則（平成28年8月1日付け公示第32号で一部改正）
この公示は、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年8月22日付け公示第29号で一部改正）
この公示は、平成29年8月22日から適用する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第44号で一部改正）
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

附 則（平成31年4月5日付け公示第2号で一部改正）
この公示は、平成31年4月5日から適用する。

附 則（令和元年8月23日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、令和元年8月23日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け公示第99号で一部改正）
この公示は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月28日付け公示第19号で一部改正）
この公示は、令和2年8月28日から適用する。

附 則（令和3年8月1日付け公示第21号で一部改正）
この公示は、令和3年8月1日から適用する。

附 則（令和3年8月27日付け公示第34号で一部改正）
この公示は、令和3年8月27日から適用する。

附 則（令和4年8月30日付け公示第49号で一部改正）
この公示は、令和4年8月30日から適用する。

附 則（令和5年8月31日付け公示第57号で一部改正）
この公示は、令和5年8月31日から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和5年度末 車両数(両)	令和5年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	新潟交通圏	522	464	952	45.2
	長岡交通圏	188	167	270	30.4
	上越交通圏	113	100	150	24.7
	柏崎市 A	36	32	51	29.4
	新発田市 A	34	30	56	39.3
長野	長野交通圏	244	217	547	55.4
	松本交通圏	194	172	382	49.2
	上田市 A	43	38	81	46.9
	飯田市 A	83	74	148	43.9
富山	富山交通圏	157	140	264	40.5
	高岡・氷見交通圏	103	92	168	38.7
	砺波市 B、南砺市	24	21	35	31.4
石川	金沢交通圏	770	684	1,210	36.4
	南加賀交通圏	105	93	241	56.4

※上記「令和5年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))を除く。)の数である。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和4年度末 車両数(両)	令和4年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	新潟交通圏	373	331	983	62.1
	長岡交通圏	129	114	277	53.4
	上越交通圏	75	67	151	50.3
	柏崎市 A	27	24	56	51.8
	新発田市 A	28	25	57	50.9
長野	長野交通圏	174	155	601	71.0
	松本交通圏	122	108	382	68.1
	上田市 A	25	22	82	69.5
	飯田市 A	56	50	151	62.9
富山	富山交通圏	92	82	319	71.2
	高岡・氷見交通圏	65	57	178	63.5
	砺波市 B、南砺市	19	17	37	48.6
石川	金沢交通圏	491	437	1,250	60.7
	南加賀交通圏	74	66	241	69.3

※上記「令和4年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))を除く。)の数である。

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数})$$

$$\div 366 \div \text{実働率}$$

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和5年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走 行キロ *2	平成13 年度実 車率	平均延実 働車両数 *2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	新潟交通圏	11,429,456	9,474,264	28,354,146	0.42	190,149	0.80	0.90
	長岡交通圏	3,477,017	2,794,262	7,493,873	0.45	66,793	0.80	0.90
	上越交通圏	2,201,553	1,831,069	4,710,233	0.48	40,648	0.80	0.90
	柏崎市A	842,703	665,069	1,851,065	0.48	14,237	0.80	0.90
	新発田市A	627,247	521,361	1,681,404	0.45	14,619	0.80	0.90
長野	長野交通圏	4,468,297	3,366,259	10,962,813	0.45	105,733	0.80	0.90
	松本交通圏	3,674,035	2,765,734	8,704,828	0.45	81,026	0.80	0.90
	上田市A	896,311	695,315	1,934,621	0.48	16,701	0.80	0.90
	飯田市A	1,405,222	1,147,664	3,225,454	0.43	29,576	0.80	0.90
富山	富山交通圏	3,364,436	2,564,791	7,734,919	0.49	68,537	0.80	0.90
	高岡・氷見 交通圏	1,813,292	1,440,826	3,903,492	0.47	39,021	0.80	0.90
	砺波市B、 南砺市	282,753	245,946	588,725	0.46	7,970	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	13,502,501	11,237,200	29,119,427	0.39	230,229	0.80	0.90
	南加賀交通 圏	2,152,564	1,838,238	5,441,762	0.43	39,122	0.80	0.90

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数})$$

$$\div 365 \div \text{実働率}$$

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和4年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走 行キロ *2	平成13 年度実 車率	平均延実 働車両数 *2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	新潟交通圏	10,752,014	6,893,382	30,790,355	0.42	202,204	0.80	0.90
	長岡交通圏	3,152,101	1,953,408	8,084,992	0.45	70,225	0.80	0.90
	上越交通圏	1,883,741	1,257,388	5,014,051	0.48	41,908	0.80	0.90
	柏崎市A	794,694	498,544	2,032,830	0.48	15,717	0.80	0.90
	新発田市A	641,246	449,365	1,824,600	0.45	15,480	0.80	0.90
長野	長野交通圏	4,151,154	2,069,189	12,400,259	0.45	138,647	0.80	0.90
	松本交通圏	3,437,349	1,745,059	9,804,831	0.45	90,728	0.80	0.90
	上田市A	806,955	425,267	2,114,774	0.48	17,657	0.80	0.90
	飯田市A	1,254,054	771,375	3,486,840	0.43	31,890	0.80	0.90
富山	富山交通圏	3,228,468	1,583,029	8,976,837	0.49	75,717	0.80	0.90
	高岡・氷見 交通圏	1,616,519	925,590	4,255,957	0.47	41,425	0.80	0.90
	砺波市B、 南砺市	252,793	175,837	617,283	0.46	9,397	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	12,187,953	7,200,267	31,470,014	0.39	247,247	0.80	0.90
	南加賀交通 圏	2,107,851	1,305,647	6,008,949	0.43	42,993	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1 需要量は、令和元年度から令和5年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定
- *2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和元年度から令和5年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1 需要量は、平成30年度から令和4年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定
- *2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成30年度から令和4年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値